「Vitality ポイント獲得ガイド」 新旧対照表

2. ポイント獲得の条件

2.3. Vitality 健康診断

<中略>

改定後

- 2.3.2. ポイントメニュー表
 - 2.3.2.1. Vitality 健康診断により獲得できるポイント 会員は、次のポイントメニュー表に定めるとおり、各活動を実施し、 2.3.3 に定めるポイント加算の申込みをすることによりポイントを獲得できます。

	当社所定の基準	獲得不	ドイント(1回あた	IJ)	獲得ポイントの上限(1会員年度あたり)		
活動項目		提出による	当社所定の基準を満たす 場合の加算ポイント		提出による	当社所定の基準を満たす 場合の加算ポイント	
		ポイント	64歳以下	65歳以上	ボイント	64 歲以下	65歳以上
Vitality 健康診断 (BMI)	18.5以上24.9以下(※) (※)BMI =体車(kg)÷{身長(m)} ² BMI は、小数点以下第2位を 四捨五入した値で判定します。	500 ボイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ボイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断 (血圧)	最高血圧 (収縮期血圧) 140mmHg 未満かつ 最低血圧 (拡張期血圧) 90mmHg 未満	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断 (血糖)	空腹時血糖: 126mg/dL 未満 または HbA1c: 6.5% 未満	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ボイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断 (コレステロール)	LDL コレステロール 70mg/dL 以上 140mg/dL 未満	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ボイント	2,000 ポイント
Vitality健康診断 (尿蛋白 I)	「一(陰性)」または「±(偽陽性)」	500 ボイント	1,500 ポイント	2,000 ボイント	500 ボイント	1,500 ボイント	2,000 ボイント

2.3.2.2. 会員の年齢が39歳以下の場合に獲得できるポイントの特則 Vitality健康診断(BMI)、Vitality健康診断(血圧)およびVitality健

- 2. ポイント獲得の条件
 - 2.3. Vitality 健康診断

<中略>

改定前

- 2.3.2. ポイントメニュー表
 - 2.3.2.1. Vitality 健康診断により獲得できるポイント 会員は、次のポイントメニュー表に定めるとおり、各活動を実施し、 2.3.3 に定めるポイント加算の申込みをすることによりポイントを獲得できます。

	当社所定の基準	獲得不	ドイント(1回あた	IJ)	獲得ポイントの上限(1会員年度あたり)		
活動項目		提出による	当社所定の基準を満たす 場合の加算ポイント		提出による	当社所定の基準を満たす 場合の加算ポイント	
		ボイント	64歳以下	65歳以上	ポイント	64歳以下	65歳以上
Vitality 健康診断 (BMI)	18.5以上24.9以下(※) (※)BMI =体車(kg)+{身長(m)} ² BMI は、小数点以下第2位を 四捨五入した値で判定します。	500 ボイント	1,500 ボイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ボイント	2,000 ボイント
Vitality 健康診断 (血圧)	最高血圧 (収縮期血圧) 140mmHg 未満かつ 最低血圧 (拡張期血圧) 90mmHg 未満	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断 (血糖)	空腹時血糖: 126mg/dL 未満 または HbA1c: 6.5% 未満	500 ボイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ボイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断 (コレステロール)	LDL コレステロール 70mg/dL 以上 140mg/dL 未満	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント
Vitality健康診断 (尿蛋白 I)	「一(陰性)」または「土(偽陽性)」	500 ボイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ボイント	2,000 ボイント

2.3.2.2. 会員の年齢が39歳以下の場合に獲得できるポイントの特則 Vitality健康診断(BMI)、Vitality健康診断(血圧)およびVitality健 改定後

康診断(尿蛋白)の活動日が2025年4月1日以降であり、かつ、 2.1.1.3で定める会員の年齢が39歳以下の場合には、次の(1)から(3) までのとおり取り扱います(以下、本号においてこの取扱いを「本取 扱い」といいます。)。

- (1) Vitality 健康診断 (BMI)、Vitality 健康診断 (血圧)または Vitality 健康診断 (尿蛋白)の測定結果がポイントメニュー表の「当社 所定の基準」欄の基準を満たす場合には、同表の「当社所定の基準を 満たす場合の加算ポイント」欄の「64歳以下」のポイントにそれぞれ 1,500 ポイント加算します。
- (2) 活動日が2025年3月31日以前のVitality健康診断(BMI)、Vitality健康診断(血圧)またはVitality健康診断(尿蛋白)によるポイントの獲得が同一会員年度内である場合には、当該ポイントまたは(1)の加算を含めた獲得ポイントのうちいずれか大きい方のポイントを獲得したものとします。
- (3) 同一の会員年度において Vitality 健康診断で獲得できるポイントの上限は 10,000 ポイントとします。
- (4) 本取扱いは、2025年9月30日に開始します。本取扱いの開始前に2.3.3に定めるポイント加算の申込みがされた場合には、本取扱いの開始後に(1)の加算を自動的に反映します(反映までには一定の時間を要します。)。なお、当該加算の反映前に確定している保険料の決定および特典の利用に適用されるステータスには、本取扱いは適用されません。

改定前

康診断(尿蛋白)の活動日が2025年4月1日以降であり、かつ、 2.1.1.3で定める会員の年齢が39歳以下の場合には、次の(1)から(3) までのとおり取り扱います(以下、本号においてこの取扱いを「本取 扱い」といいます。)。

- (1) Vitality 健康診断 (BMI)、Vitality 健康診断 (血圧)または Vitality 健康診断 (尿蛋白)の測定結果がポイントメニュー表の「当社 所定の基準」欄の基準を満たす場合には、同表の「当社所定の基準を 満たす場合の加算ポイント」欄の「64歳以下」のポイントにそれぞれ 1,500 ポイント加算します。
- (2) 活動日が2025年3月31日以前のVitality健康診断(BMI)、Vitality健康診断(血圧)またはVitality健康診断(尿蛋白)によるポイントの獲得が同一会員年度内である場合には、当該ポイントまたは(1)の加算を含めた獲得ポイントのうちいずれか大きい方のポイントを獲得したものとします。
- (3) 同一の会員年度において Vitality 健康診断で獲得できるポイントの上限は 10,000 ポイントとします。
- (4) 本取扱いは、2025年9月下旬以降に開始します。本取扱いの開始前に2.3.3に定めるポイント加算の申込みがされた場合には、本取扱いの開始後に自動的に(1)の加算を適用します(再度ポイント加算の申込みをする必要はありません。)。ただし、本取扱いの開始前に確定している保険料の決定および特典の利用に適用されるステータスには、本取扱いは適用されません。

<後略>

<後略>

2.5. 運動

2.5.1. 定義

2.5.1.1. 運動(歩数)

「運動(歩数)」とは、当社ホームページに掲載するウェアラブルデバイスまたはスマートフォンアプリ(以下、「歩数計測ウェアラブルデバイス等」といいます。)により計測した1日の合計歩数が2.5.2 のポイントメニュー表に定める基準を満たす運動のことをいいます。

2.5.1.2. 運動 (心拍数)

「運動(心拍数)」とは、その継続時間および平均心拍数(当社ホームページに掲載するウェアラブルデバイスまたはスマートフォンアプリ(以下、「心拍数計測ウェアラブルデバイス等」といいます。)により計測した継続時間における合計心拍数を当該継続時間(「分」を単位とします。)で除したものをいいます。以下同じ。)が2.5.2のポイントメニュー表に定める基準を満たす運動のことをいいます。

2.5.1.3. 運動 (フィットネスジム)

「運動(フィットネスジム)」とは、特典ご利用ガイドに従って当社ホームページに掲載するフィットネスジムの所定の手続きを実施のうえ運動を実施すること、またはこれに準じると当社が認める運動を実施することをいいます。予約・チェックイン等の手続きは、フィットネスジム等により異なります。

2.5.1.4. 運動 (イベント)

「運動 (イベント)」とは、2.5.2のポイントメニュー表の「運動 (イベント)」に定める基準を満たすスポーツイベント (以下、「イベント」といいます。)に所定の手続きを実施のうえ参加し、2.5.2

2.5. 運動

2.5.1. 定義

2.5.1.1. 運動(歩数)

「運動(歩数)」とは、当社ホームページに掲載するウェアラブルデバイスまたはスマートフォンアプリ(以下、「歩数計測ウェアラブルデバイス等」といいます。)により計測した1日の合計歩数が2.5.2 のポイントメニュー表に定める基準を満たす運動のことをいいます。

2.5.1.2. 運動(心拍数)

「運動(心拍数)」とは、その継続時間および平均心拍数(当社ホームページに掲載するウェアラブルデバイスまたはスマートフォンアプリ(以下、「心拍数計測ウェアラブルデバイス等」といいます。)により計測した継続時間における合計心拍数を当該継続時間(「分」を単位とします。)で除したものをいいます。以下同じ。)が2.5.2のポイントメニュー表に定める基準を満たす運動のことをいいます。

2.5.1.3. 運動 (フィットネスジム)

「運動(フィットネスジム)」とは、特典ご利用ガイドに従って当社ホームページに掲載するフィットネスジムの所定の手続きを実施のうえ運動を実施すること、またはこれに準じると当社が認める運動を実施することをいいます。予約・チェックイン等の手続きは、フィットネスジム等により異なります。

2.5.1.4. 運動 (イベント)

「運動 (イベント)」とは、2.5.2のポイントメニュー表の「運動 (イベント)」に定める基準を満たすスポーツイベント(以下、「イベント」といいます。)に所定の手続きを実施のうえ参加し、2.5.2

改定後

のポイントメニュー表の別表に定める基準を満たす活動を実施することをいいます。

2.5.2. ポイントメニュー表

会員は、次のポイントメニュー表および別表に定めるとおり、各活動を 実施し、2.5.3に定めるポイント加算の申込みをすることによりポイン トを獲得できます。

活動項目		獲得市	1日あたり	1会員年度あたり		
	64歳以	大下	65歳」	以上	本表および別表	
	1日の合計	獲得ポイント	1日の合計	獲得ポイント	に定める基準を	
	6,000 歩以上	10ポイント	4,000 歩以上	10ポイント	満たす活動を同	
VERSIL	7,999 歩以下	10/10/1015	5,999 歩以下	10/1/121	一の日に複数回	
運動 (歩数)	8,000 歩以上	20ポイント	6,000 歩以上	20ポイント	実施した場合(同	
(少奴)	9,999 歩以下	20/11/21	7,999 歩以下	20/11/21	一の活動を同一	
	10,000 歩以上	40ポイント	8,000 歩以上	40ポイント	の目に複数回実施した場合を含	
	11,999 歩以下		9,999 歩以下	10.1.121	かます。)は、当該	
	12,000歩以上	60ポイント	10,000歩以上	60ポイント	活動のうち最も	
	継続時間	平	均心拍数	獲得ポイント	り当てられる1つ	
	15 分間	(220-活動日	の満年齢)×70%以上	40 ポイント	の活動について のみポイントを獲	
運動 (心拍数)	30分間	(220-活動日の満年齢)×60%以上 40%		40ポイント	得	
(/bilisk)	30分間	(220-活動日の満年齢)×70%以上		60ポイント		
	60分間	(220-活動日	の満年齢)×60%以上	60ポイント		合計 14,000
運動 (フィットネスジム)		1回あた	**1	ポイント		
運動 (イベント)		時間以内に別表に、 トにつき別表に従っ かのま 本と 国、自治体または全接 関、自治体または全接 のいれたものであ のった でものいたものであ のった でものな をできる をできる をできた ののであ ののであ ののであ ののであ ののであ ののであ ののであ のので				

改定前

のポイントメニュー表の別表に定める基準を満たす活動を実施することをいいます。

2.5.2. ポイントメニュー表

会員は、次のポイントメニュー表および別表に定めるとおり、各活動を 実施し、2.5.3に定めるポイント加算の申込みをすることによりポイン トを獲得できます。

活動項目		獲得才	1日あたり	1会員年度あたり		
	64歳」		65歳」		本表および別表	
	1日の合計	獲得ポイント	1日の合計	獲得ポイント	に定める基準を	
運動	8,000 歩以上	20ポイント	6,000 歩以上	20ポイント	満たす活動を同	
(歩数)	9,999 歩以下	20///12/	7,999 歩以下	20/1/121	一の日に複数回	
(9/ \$ X)	10,000 歩以上	40ポイント	8,000 歩以上	40ポイント	実施した場合(同	
	11,999 歩以下		9,999 歩以下	19.1.121	一の活動を同一の日に複数回実	
	12,000歩以上	60ポイント	10,000歩以上	60ポイント	施した場合を含	
	継続時間	平	均心拍数	獲得ポイント	みます。)は、当該 活動のうち最も	
ATTITUTE OF THE PARTY OF THE PA	30分間	(220-活動日	の満年齢)×60%以上	40ポイント	高いポイントが割 り当てられる1つ	
運動 (心拍数)	30分間	(220-活動日の満年齢)×70%以上 60ポ		60ポイント	り当くられる「フ の活動について のみポイントを獲 得	
	60分間	(220-活動日	の満年齢)×60%以上			
運動 (フィットネスジム)		1回あた	合計	合計		
運動 (イベント)	以下の基準をいずれ (活動の開始から24 すると、1回のイベン 1つの活動について(<イベントの主催者が ・開催日時が事前にご ・会員がイベントに参 会員が列末とよ 会人が主催者が別まによ る、パントごブサイトに参 する書面がイベントに参 する書面でプレーギ の領収書がスパット ・ケイマンゴルフ、		合計 14,000 ポイント			

改定後

・ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。

<別表>

ポイント	ウォーキングイベント	ランニングイベント	水泳イベント	サイクリングイベント	トライアスロンイベント	ゴルフ
100ポイント	4km 以上 10km 未満	-	-	-	-	9ホール以上
200ポイント	10km 以上 15km 未満	5km 以上 10km 未満	0.6km 以上 2.5km 未満	15km 以上 25km 未満		_
600ポイント	15km 以上 30km 未満	10km 以上 21km 未満	2.5km 以上 5km 未満	25km 以上 50km 未満	14km 以上 25.75km 未満	-
1,200ポイント	30km 以上 50km 未満	21km 以上 42.1km 未満	5km 以上 8km 未満	50km 以上 100km 未満	25.75km 以上 51.5km 未満	-
2,000ポイント	50km 以上	42.1km 以上	8km 以上	100km 以上	51.5km 以上	-

2.5.4. ポイント獲得開始時期

2.1.2.にかかわらず、会員は、会員年度開始日以降、会員登録の手続きが 完了するまでの間に、2.5.2のポイントメニュー表に定める活動のうち 「運動(イベント)」を実施した場合は、会員登録の手続き完了後、ポイント加算の申込期限前に2.5.3に定めるポイント加算の申込みをすることにより、当該活動に係るポイントを獲得できます。ただし、「運動(歩数)」のうち64歳以下で1日の合計歩数が6000歩以上7999歩以下の運動、65歳以上で1日の合計歩数が4000歩以上5999歩以下の運動、65歳以上で1日の合計歩数が4000歩以上5999歩以下の運動、および「運動(心拍)」のうち継続時間15分間の運動については、活動日が2025年9月30日以降のものに限りポイントを獲得できます。

(最終更新日: 2025年9月30日)

改定前

<別表>

ポイント	ウォーキングイベント	ランニングイベント	水泳イベント	サイクリングイベント	トライアスロンイベント	ゴルフ
100ポイント	4km 以上 10km 未満	-	-	-	-	9ホール以上
200ポイント	10km 以上 15km 未満	5km 以上 10km 未満	0.6km 以上 2.5km 未満	15km 以上 25km 未満		-
600ポイント	15km 以上 30km 未満	10km 以上 21km 未満	2.5km 以上 5km 未満	25km 以上 50km 未満	14km 以上 25.75km 未満	-
1,200ポイント	30km 以上 50km 未満	21km 以上 42.1km 未満	5km 以上 8km 未満	50km 以上 100km 未満	25.75km 以上 51.5km 未満	-
2,000ポイント	50km 以上	42.1km 以上	8km 以上	100km 以上	51.5km 以上	-

2.5.4. ポイント獲得開始時期

2.1.2.にかかわらず、会員は、会員年度開始日以降、会員登録の手続きが完了するまでの間に、2.5.2のポイントメニュー表に定める活動のうち「運動(イベント)」を実施した場合は、会員登録の手続き完了後、ポイント加算の申込期限前に2.5.3に定めるポイント加算の申込みをすることにより、当該活動に係るポイントを獲得できます。

(最終更新日: 2025年3月25日)